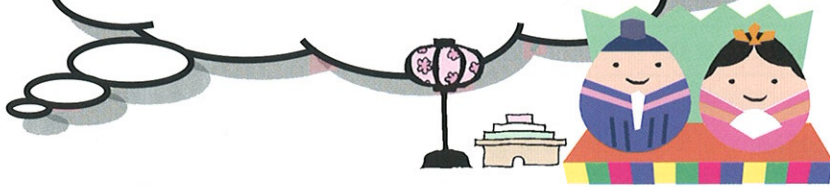


大井まちづくり協議会

おいニュース



この度、『大井まちづくり協議会』が発足しましたので、詳しい内容をごみなさまにお知らせいたします。4月には笠岡市内全地区でまちづくり協議会が始動予定となっています。ぜひ読んでくださいね。

「大井まちづくり協議会準設立総会」を開催！！

2月19日（日）19時より、大井公民館集会室にて、準備委員会のメンバー約40名が集まり、

「大井まちづくり協議会」の設立総会を行いました。

守屋映男（助実）議長のスムーズな進行により、全議案が承認され、「大井まちづくり協議会」が設立しました。

< 議案 >

- ・規約の決定について
- ・役員を選出について
- ・平成23年度事業計画（案）について
- ・平成23年度予算（案）について

ご挨拶

2月19日の設立総会において、会長に推挙されました守屋博正（辻）でございます。安全・安心に軸足を置き「住んで良かった大井」をスローガンに、関係者と相談をしながら進めてまいりたいと思います。



◇あいさつをする守屋博正会長◇

協議会の事務局等の配備についてはもう少し時間が必要でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当面は身近でお困りのことがありましたら、地区の行政協力委員さんを通じて新役員さんにご相談していただけたらと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇平成23年度事業計画◇

1 広報紙の発刊

- ・協議会の活動紹介
- ・協議会の役員紹介
- ・活動、取り組みに対する意見募集
- ・地域の情報を提供

2 事務所の設営設備

- ・事務用機器の購入

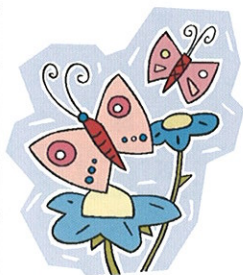


◆拍手で全員一致の承認を確認◆



一平成23年度大井まちづくり協議会役員一

役職	名前	地域	所属
会長	守屋博正	東大戸 小平井・東大戸	大井地区行政協力委員会（委員長） 自主防災組織（会長）
副会長	三上昇三	小平井	大井地区行政協力委員会（副委員長）
副会長	増成俊郎	西大戸	大井地区行政協力委員会（副委員長） 老人クラブ（代表）
副会長	広常紀夫	春日台	春日台町内会（会長）
監事	高田芳信	東大戸	大井地区行政協力委員会（副委員長）
監事	藤澤晴康	小平井	笠岡市消防団大井分団（本部付部長）
顧問	大月隆司	西大戸	地元市議会議員
顧問	守屋泰二	東大戸	大井公民館（館長） 社会福祉協議会（大井支部長）



◇今後段階的に取り組む事業◇

- ・ 地域にあった組織作り
- ・ 大井4地区全体でできるまちづくり活動の検討
- ・ 大井4地区各地区での地域活動の検討
- ・ 各種団体でのまちづくり活動の検討

<具体的な活動の検討例>

- ◎防犯・防災関係
- ◎環境関係
- ◎子ども関係
- ◎高齢者福祉関係
- ◎地域の伝統文化・行事の伝承 …など

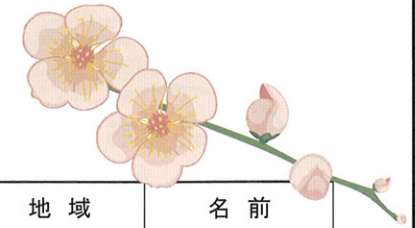
◎任期は24年3月末までです。4月からは平成24年度の代議員に
選出された方の中から新たに選任されます。



◆顧問の大月議員からあいさつ◆



平成23年度大井まちづくり協議会代議員名簿



No	所 属		地 域	名 前	No	所 属		地 域	名 前
1	大井地区行政協力委員会	委員長	東大戸	守 屋 博 正	20	社会福祉協議会大井支部	理事	西大戸	円 慶 江
	自主防災組織	会長	小平井・東大戸		21	社会福祉協議会大井支部	事務局	東大戸	中 村 成 美
2	大井地区行政協力委員会	副委員長	東大戸	原 田 耕 造	22	老人クラブ	代表	小平井	鏡 山 輝 雄
3	大井地区行政協力委員会	副委員長	東大戸	高 田 芳 信	23	大井婦人協議会	会長	西大戸	増 成 富 久 子
4	大井地区行政協力委員会	副委員長	東大戸	守 屋 映 男	24	大井婦人協議会	副会長	小平井	水 田 広 子
5	大井地区行政協力委員会	副委員長	西大戸	増 成 俊 郎	25	大井婦人協議会	副会長	東大戸	守 屋 益 美
	老人クラブ	代表	西大戸		26	大井地区愛育委員協議会	会長	小平井	山 縣 恵 子
6	大井地区行政協力委員会	副委員長	小平井	三 上 昇 三	27	大井地区愛育委員協議会	副会長	東大戸	藤 井 智 恵
7	大井地区行政協力委員会	副委員長	小平井	清 水 正	28	大井地区愛育委員協議会	副会長	小平井	森 谷 幸 子
8	大井地区行政協力委員会	副委員長	小平井	平 田 範 光	29	大井地区愛育委員協議会	副会長	西大戸	藤 原 佳 子
9	大井地区行政協力委員会	副委員長	小平井	門 脇 康 雄	30	大井地区栄養改善委員会	会長	小平井	神 尾 一 美
10	大井地区行政協力委員会	副委員長	春日台	栗 栖 博 行	31	大井地区栄養改善委員会	副会長	東大戸	藤 井 和 子
11	春日台町内会	会長	春日台	広 常 紀 夫	32	大井地区栄養改善委員会	副会長	西大戸	藤 井 欣 枝
12	日鋼住宅世話人	代表	小平井	岡 村 浩 二	33	若竹保育園保護者会	会長	東大戸	鈴 木 敦
13	自主防災組織	会長	西大戸	増 成 俊 記	34	大井幼稚園PTA	副会長	東大戸	田 中 美 由 紀
14	自主防災組織	会長	小平井(碓)	守 屋 恭	35	大井小学校PTA	代表	小平井	三 宅 廣 昌
15	笠岡市消防団大井分団	分団長	小平井	齋 藤 幸 之 輔	36	岡山県立西備支援学校	校長	東大戸	小 坂 田 知 生
16	笠岡市消防団大井分団	副分団長	東大戸	守 屋 和 政	37	笠岡市立大井小学校	校長	東大戸	今 井 忠 彦
17	笠岡市消防団大井分団	本部付部長	小平井	藤 澤 晴 康	38	笠岡市立大井幼稚園	園長	小平井	杉 岡 加 代 子
18	おおし会		東大戸	高 橋 敏 文	39	若竹保育園	園長	小平井	高 橋 了 融
19	大井地区民生委員児童委員協議会	会長	小平井	廣 藤 邦 正	(敬称略)				

大井まちづくり協議会規約

(第14条以下省略)

(名称)

第1条 本協議会は、大井まちづくり協議会（以下協議会）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が協力して、自らの考えと行動により大井の諸課題の解決に向けて取り組み、安全で安心して暮らせる活力あふれる大井のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域振興に関すること
- (2) 自主防災に関すること
- (3) 環境美化に関すること
- (4) 防犯、安心安全に関すること
- (5) 青少年の健全育成に関すること
- (6) その他地域に役立つと思われること

(事務所)

第4条 協議会の事務所を大井ふれあいハウス（小平井1971番地）に置く。

(構成)

第5条 協議会は、春日台、小平井、東大戸、西大戸に居住する住民及び各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (1) (2) 副会長 3人
- (3) 理事 14人（会長、副会長を含む）
- (4) 代議員 40人以内
- (5) 監事 2人
- (6) 顧問 理事会で必要と認める数

(選任等)

第7条 代議員は、地域の住民、各種団体から選出する。

- 2 理事及び監事は、代議員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長は、会長・副会長を除く理事で構成する「推薦委員会」で選出する。

(職務)

第8条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会に出席し、重要事項を審議し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 代議員は代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員任期は1期2年とし再任をさまたげない。ただし、再任については最大3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 協議会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(総会)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。